資料２

「かながわ消費者施策推進指針（対象期間：2020年度～2024年度）」に基づく令和２年度実施事業計画

１　趣旨

県では、社会状況の変化等を踏まえ、消費者施策展開の基本方針である「かながわ消費者施策推進指針」を令和２年３月に改定した。この指針に基づき、「高齢者の消費者被害の未然防止と救済」及び「成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実」に重点を置きつつ、消費者教育の推進、消費者被害の未然防止と救済、安全・安心な消費生活の確保を図り、消費者行政を総合的に推進する。

指針に基づく令和２年度事業の予算額及び概要等は次のとおり。(※消費生活課計上予算のみ)

２　予算額　２５６，６９４千円（県自主財源104,636千円）前年度【２８５，９８０千円（同　122,693千円）】

３　事業のポイント

・高齢者等契約弱者を消費者トラブルから守るため、見守りネットワークの構築、悪質な訪問販売を撲滅する取組や法令に基づく事業者指導を実施する。
・成年年齢引下げで若者の被害増加が懸念されるトラブルと対処法について、動画等により啓発を行う。
・エシカル消費の普及啓発をすすめ、ＳＤＧｓ目標12の達成に取り組む。

４　事業概要等（事業の詳細は別紙のとおり）

指針の体系と主な事業名及び事業概要	令和2年度当初予算額(千円) ( )は県自主財源【 】内は前年度	
基本方向１　消費者教育の推進と持続可能な消費の促進　１８，６７２千円(8,272千円) 前年度【17,716千円(5,316千円)】		
消費者教育推進事業費　4,986（4,986）【 5,276（5,276）】		
学校における消費者教育の推進、等 「学校における消費者教育推進協議会」での意見等を踏まえ、県内全ての中学高校向け教育資料の作成・配付、教員向け研修等を実施し、神奈川県の学校における消費者教育を推進する。	**3,627** **(3,627)**	【3,045】 (3,045)
消費者教育啓発学習事業費　3,606（3,606）【 500（ 500）】		
消費生活出前講座 地域の団体・グループ、学校等に講師を派遣し、消費者問題に関する啓発や情報提供を行う。	**544** **(544)**	【500】 (500)
「ＳＤＧｓ目標12」達成事業 「消費者市民社会」の理念はＳＤＧｓ目標12と関連していることから、その具体的行動である「エシカル消費」について普及啓発を図る。	**3,062** **(3,062)**	【0】 (0)
基本方向２　消費者被害の未然防止　２９，３３１千円(7,671千円)【32,369千円(11,585千円)】		
消費者教育強化事業費　20,450（　0）【 19,514（　0）】		
高齢者等の見守りネットワーク構築事業 高齢者等の消費者被害未然防止に向けた市町村でのネットワークづくりを支援するため、啓発資料の作成等を行う。	**2,750** **(0)**	【3,000】 (0)
若者向け消費者教育推進事業 啓発映像の発信により、成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブル未然防止を図る。	**9,000** **(0)**	【9,014】 (0)
保護者向け消費者教育啓発事業 若者の消費者トラブル未然防止に向け、若者本人だけでなくその保護者の理解促進を図る。	**1,200** **(0)**	【0】 (0)
消費者教育啓発学習事業費　5,323（　0）【 9,445（　0）】		
インターネット被害未然防止講座 インターネット通販をきっかけとした消費者被害を防ぐため、被害事例や対処方法を学ぶ講座を実施する。	**5,323** **(0)**	【9,445】 (0)
神奈川県消費者行政推進事業費補助金（団体）　1,200（　0）【 1,260（　0）】		
消費者団体訴訟制度の担い手となる「適格消費者団体」に対して、活動の普及広報等にかかる補助を行い、制度の活用を進めることで県内の消費者被害未然防止・拡大防止を目指す。	**1,200** **(0)**	【1,260】 (0)
基本方向３　消費者被害の救済　２０７，１３２千円(88,442千円)【235,532千円(105,537千円)】		
毎日消費生活相談事業費 多様化、複雑化する消費者問題に対応するため消費生活相談を実施し、広域的な相談窓口として市町村の相談窓口への情報提供等により支援を行い、県全体の消費生活相談機能の向上を図る。	**85,969** **(59,028)**	【82,225】 (58,613)
神奈川県消費者行政推進事業費補助金（市町村） 市町村が行う消費者行政推進のため、相談体制整備、消費者教育事業等に対して補助を行う。	**108,458** **(21,401)**	【134,825】 (35,582)
基本方向４　安全・安心な消費生活の確保　１，５５９千円(251千円)【363千円(255千円)】		
事業者指導対策費 事業者による違法・悪質な勧誘行為等に対して指導等を行うとともに、消費生活協同組合等に対して、立入検査等を実施する。また事業者団体と共催で研修会を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。	**251** **(251)**	【255】 (255)
消費者教育強化事業費 「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」連携推進事業 宣言団体と連携し、高齢者のトラブルが多い悪質な訪問販売撲滅のための取組を推進する。	**1,200** **(0)**	【0】 (0)
上記のうち		
重点的取組み１　高齢者の消費者被害の未然防止と救済　１９，２８９千円【２１，４１６千円】		
重点的取組み２　成年年齢引下げに伴う若者への消費者教育の充実　１９，８３４千円【２２，１３６千円】		

＊【　　】は前年度予算額、（　　）は県自主財源
＊このほか、人件費 として4,740千円を措置していたが、令和２年度は一般管理費により措置した。

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
基本方向１　消費者教育の推進と持続可能な消費行動の促進													
ア　様々な場やライフステージに応じた消費者教育の推進													
①学校等における消費者教育の推進													
【保育所、幼稚園等】													
[幼児向け講座の実施] 幼児や保護者を対象とした特定の課題に関する講座を、消費者団体等に委託して実施する。 (幼児、保護者、保育士等向け５回程度実施)				消費者教育強化事業費(交付金)		500	**[幼児向け講座の実施]** 幼児や保護者を対象とした特定の課題に関する講座を、消費者団体等に委託して実施する。 (幼児、保護者、保育士等向け５回程度実施)	県内の子ども、保護者、保育者等を対象とした出前講座６回実施	消費者教育強化事業費(交付金)		500	消費生活課
[幼稚園における消費者教育の土台の形成] 幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。				―		－	**[幼稚園における消費者教育の土台の形成]** 幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。	各幼稚園において、幼稚園教育要領の「環境」領域にある「(７)身近な物を大切にする」「(11)生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ」を中心として、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む取組みを実施した。	―		－	子ども教育支援課
【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等】													
[中高生用消費者教育資料等の発行] 中学生用消費者教育「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」等の学校向け消費者教育資料、教材を発行し、授業等で活用する。(「STEP UP」、「JUMP UP」、「消費者教育サポートブック」７月発行予定)			重点２	消費者教育推進事業費		3,312	**[中高生用消費者教育資料等の発行]** 中学生用消費者教育「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」等の学校向け消費者教育資料、教材を発行し、授業等で活用する。(「STEP UP」、「JUMP UP」、「消費者教育サポートブック」７月発行予定)	「STEP UP」　84,000部 「JUMP UP」　70,000部 「サポートブック」3,500部 (令和元年７月発行)	消費者教育推進事業費		2,716	消費生活課
[消費者教育教員研修の実施] 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。(8日間程度)	本	１イ②	重点２	消費者教育推進事業費		305	**[消費者教育教員研修の実施]** 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。(8日間程度)	令和元年７月～８月　８日間実施 延べ 258名参加	消費者教育推進事業費		311	消費生活課
[「契約のきりふだ(若者編)」の発行] 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R2年度は「高齢者編」を作成）＞	1ア①大学	再	重点２	―		－	**[「契約のきりふだ(若者編)」の発行]** 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R1年度は「若者編」を作成）＞	「契約のきりふだ（若者編）」 県発行60,000部（12月発行） ※上記のほか市町村発行32,600部、大学等発行2,200部	金融広報活動推進費		**1,750**	**消費生活課**
[小学生向け消費者教育資料の発行] 単独行動が増えるとともに、活動範囲が広がる年代である小学校高学年向け消費者教育資料を作成する。（７月発行予定）				消費者教育強化事業費(交付金)		1,850	**[小学生向け消費者教育資料の発行]** 単独行動が増えるとともに、活動範囲が広がる年代である小学校高学年向け消費者教育資料を作成する。（７月発行予定）	小学校高学年向け「『プリペイドカード』を知って”お金名人”をめざそう！」 ワークシート　96,000部 ワークシート挟込用　96,000部 指導書　14,000部　（令和元年７月発行）	消費者教育強化事業費(交付金)		1,850	消費生活課
[高校生向け消費者市民社会啓発事業] 高校生向け情報紙に、高校生記者の取材、執筆による企画記事等を掲載し、消費者市民社会の啓発を行う。(年2回掲載予定)				消費者教育強化事業費(交付金)		1,000	**[高校生向け消費者市民社会啓発事業]** 高校生向け情報紙に、高校生記者の取材、執筆による企画記事等を掲載し、消費者市民社会の啓発を行う。(年2回掲載予定)	９月13日発行(秋号)「ﾌﾟﾗｽﾁｯｸごみ問題を考える」 12月６日発行(冬号)「18歳成人への課題 消費者被害を防ぐには」 各号約21.5万部発行	消費者教育強化事業費(交付金)		1,000	消費生活課
[消費生活出前講座の実施（学校向け）] 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（25回程度）	本	１ア①大学	重点２	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施（学校向け）]** 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（10回程度）	消費生活出前講座(学校向け)14回実施 延べ2,735名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）] インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（30回程度）	２ア③	再	重点２	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）]** インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（20回程度）	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ被害未然防止講座(学校向け)29回実施 延べ6,228名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
[若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信] 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、R元年度に作成した映像について、広告展開する。	２イ②	再	重点２	消費者教育強化事業費(交付金)		9,000	**[若者向け啓発映像による消費者市民社会の啓発]** 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発する映像を作成、放映するとともに、消費者市民社会等について啓発する教育資料を作成、配布する。	・若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ 「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」 (マルチ取引編、エステ契約編、定期購入編、全体編) かなチャンTVを中心に３月公開 ・若者向け成年年齢引下げ啓発チラシ 啓発アニメについても周知するチラシを90,000部作成し、県内の新高校１年生(令和２年４月新入生)へ新学期に配布して貰うため３月末に配布	消費者教育強化事業費(交付金)		9,014	消費生活課
[私立学校向け消費者教育情報の提供] 私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。				―		－	**[私立学校向け消費者教育情報の提供]** 私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。	私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供した。	―		－	私学振興課
[県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育の取組] シチズンシップ教育の４本柱の１つとして消費者教育に取り組む。また、シチズンシップ教育推進プロジェクトにおいて、指導用資料の改訂に取り組み、より実践的な消費者教育の実施を目ざす。				教育課程研究費	（一部）	340	**[県立高等学校・中等教育学校におけるシチズンシップ教育の取組]** シチズンシップ教育の４本柱の１つとして消費者教育に取り組む。また、シチズンシップ教育推進プロジェクトにおいて、指導用資料の改訂に取り組み、より実践的な消費者教育の実施を目ざす。	各県立高等学校・中等教育学校において、シチズンシップ教育の４本柱の１つとして外部機関と連携し、消費者教育に取り組んだ。	教育課程研究費	（一部）	640	高校教育課
[小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進] 学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。				―		－	**[小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進]** 学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。	学校教育においては、各校種の学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施した。	―		－	高校教育課 子ども教育支援課 特別支援教育課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
【大学、専門学校等】													
	[若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信] 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、R元年度に作成した映像について、広告展開する。	２イ②	再	重点2	消費者教育強化事業費(交付金)		9,000	**[若者向け啓発映像による消費者市民社会の啓発]** 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発する映像を作成、放映するとともに、消費者市民社会等について啓発する教育資料を作成、配布する。	・若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ 「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」(マルチ取引編、エステ契約編、定期購入編、全体編)かなチャンTVを中心に３月公開 ・若者向け成年年齢引下げ啓発チラシ 啓発アニメについても周知するチラシを90,000部作成し、県内の新高校１年生(令和２年４月新入生)へ新学期に配布して貰うため３月末に配布	消費者教育強化事業費(交付金)		9,014	消費生活課
	[「契約のきりふだ(若者編)」の発行] 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R2年度は「高齢者編」を作成）＞	本	1ア①小中高	重点2	―		－	**[「契約のきりふだ(若者編)」の発行]** 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R1年度は「若者編」を作成）＞	「契約のきりふだ（若者編）」 県発行60,000部（12月発行） ※上記のほか市町村発行32,600部、大学等発行2,200部	金融広報活動推進費		1,750	消費生活課
	[消費生活出前講座の実施（学校向け）] 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（25回程度）	１ア①小中高	再	重点2	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施（学校向け）]** 消費生活出前講座を学校向けに実施する。（10回程度）	消費生活出前講座(学校向け)14回実施 延べ2,735名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
	[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）] インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（30回程度）	２ア③	再	重点2	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）]** インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（20回程度）	インターネット被害未然防止講座(学校向け)29回実施 延べ6,228名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
②地域社会での消費者教育の推進													
【地域】													
	「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。(R2年度は「高齢者編」を作成」)＞	本	２イ①	重点1	金融広報活動推進費		1,750	**「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行** ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。(R元年度は「若者編」を作成」)＞	＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R元年度は「若者編」を作成）＞	―		－	消費生活課
	[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行] 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	１ウ①	再		消費者教育強化事業費(交付金)		1,200	**[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行]** 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	「買い物が未来をつくる　未来をかえる」 リーフレット　2,000部増刷 LIMEX(プラスチック代替素材として注目されつつある新素材)製クリアフォルダー　5,000枚作成	消費者教育強化事業費(交付金)		1,800	消費生活課
	[消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守り者対象)] 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者及び見守り者向け25回程度)	本	２イ①	重点1	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施(高齢者･障がい者等対象)]** 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け25回程度)	消費生活出前講座(高齢者、障がい者等向け) 25回実施　延べ853名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
	[インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者･障がい者等対象)] インターネット被害未然防止講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度)	２ア③	再	重点1	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者･障がい者等対象)]** インターネット被害未然防止講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度)	インターネット被害未然防止講座(高齢者･障がい者等向け) １回実施　延べ76名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
	[高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等] 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守り者を対象とした啓発を実施するとともに、市町村での意見交換会等を通じて、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 また、ネットワーク構築に関する事業を消費者団体に委託して実施する。	２イ①	再	重点1	消費者教育強化事業費(交付金)		2,750	**[高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等]** 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守り者を対象とした啓発を実施するとともに、市町村での意見交換会等を通じて、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 また、ネットワーク構築に関する事業を消費者団体に委託して実施する。	・市町村での意見交換会実施 見守りネットワーク構築に関する意見交換会を海老名市(7/18)及び南足柄市(11/20)において開催(2/26相模原市は中止) ・「消費者安全確保地域協議会」設置についての依頼 県の福祉行政主管課と連名で、消費者安全法上の地域協議会の設置を促す依頼文を発出するなど、市町村への働きかけを実施 ・高齢者及び障がい者見守りチェック用クリアフォルダーの作成、配付 高齢者向け70,000枚、障がい者向け46,000枚作成し、「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の構成団体等を通じて配付 ・高齢者及び障がい者の見守りネットワーク普及促進事業 高齢者等への出前講座の実施と消費者教育の担い手ひいては見守りの担い手になりうる人材の育成事業を消費者団体に委託　出前講座13回実施(1回中止) （委託団体：消費者問題に取組む「Ｃの会」）	消費者教育強化事業費(交付金)		3,000	消費生活課
	[「SDGs目標12」達成イベントの実施] 「消費者市民社会」の理念のもと、SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）」の12番目の目標「つくる責任 つかう責任」を達成するための具体的な行動である「エシカル消費」を分かりやすく消費者に伝えるためのイベントを実施する。	１ウ①	再		消費者教育啓発学習事業費		3,062	**[企業・団体との連携による消費者市民社会の形成に向けた啓発イベントの実施]** 「SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）」や「エシカル消費」をテーマとしたイベントを企業、団体等と連携して開催する。	「食品ロスについて話そう！～エシカル・トークかながわ2019」イベント ・令和元年10月31日　新都市プラザ（横浜市）にて開催 ・トークショー、パネル展示、クイズラリー、啓発物品配布等 ・参加者436名（クイズラリー解答者）	消費者教育推進事業費		562	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
【家庭】													
	[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行] 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	１ウ①	再		消費者教育強化事業費(交付金)		1,200	**[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行]** 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	「買い物が未来をつくる　未来をかえる」 リーフレット　2,000部増刷 LIMEX(プラスチック代替素材として注目されつつある新素材)製クリアフォルダー　5,000枚作成	消費者教育強化事業費(交付金)		1,800	消費生活課
	新 **[保護者向け成年年齢引下げ啓発資料の作成]** 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に向け、チラシ等を作成・配布し、理解促進を図る。	２イ②	再	重点2	消費者教育強化事業費(交付金)		1,200	**―**	―	―		－	消費生活課
	[消費生活出前講座の実施(一般向け)] 消費生活出前講座を一般向けに実施する。（5回程度）				消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施(一般向け)]** 消費生活出前講座を一般向けに実施する。（10回程度）	消費生活出前講座(一般向け）2回実施 延べ48名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
	[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）] インターネット被害未然防止講座を参加者募集型等により実施する。（17回程度）	２ア③	再		消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）]** インターネット被害未然防止講座を参加者募集型で実施する。（10回程度）	インターネット被害未然防止講座 (一般向け出前型)17回実施　延べ533名参加 (参加者募集型)　５回実施　延べ160名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
	[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）] 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（年１回）	２ア③	再		―		－	**[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）]** 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（年１回）	令和２年２月３日実施　206名参加	―		－	情報システム課
③職域での消費者教育の促進													
	[事業者向け研修会等の実施] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	４イ①	再		事業者指導対策費		28	**[事業者向け研修会等の実施(特定商取引法研修会等）]** 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	・10団体連絡協議会（日本訪問販売協会） 令和元年12月19日 ・事業者向けセミナー（かながわ住まいまちづくり協会） 令和元年12月23日 ・定例会での経営層向け講習会（神奈川県ケーブルテレビ協議会） 令和２年２月18日	事業者指導対策費		28	消費生活課
	[消費生活出前講座の実施(職域)] 消費生活出前講座を実施する。(従業者等向け5回程度)				消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施(職域)]** 消費生活出前講座を実施する。(従業者等向け5回程度)	消費生活出前講座(従業者等向け) ２回実施　延べ255名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
イ　消費者教育の拠点機能の発揮と連携の推進													
①消費生活相談情報を踏まえた研修実施・教材作成													
	[「かながわくらしテキスト」の発行] 消費生活相談内容の分析結果を踏まえた教材「かながわくらしテキスト」を発行(年２回)、県内に広く配布する。				消費者教育推進事業費		1,039	**[「かながわくらしテキスト」の発行]** 消費生活相談内容の分析結果を踏まえた教材「かながわくらしテキスト」を発行(年２回)、県内に広く配布する。	「かながわくらしテキスト」 令和元年９月、令和２年２月　各45,000部発行 ・県内の消費生活相談最新情報 ・事例紹介	消費者教育推進事業費		1,089	消費生活課
	[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回､随時)	２ア①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	1,929	**[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行]** 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回､随時)	「かながわ消費生活注意･警戒情報」 （Ａ４両面）年12回発行 各6,170部、364箇所に配布 「１回だけのつもりが２回目に大量のサプリが届いた！」等	消費者行政企画調整費	（一部）	1,486	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」３回）を実施する。	３ア③	再		消費生活相談機能支援事業費		718	**[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施]** 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」５回）を実施する。	概論研修　４回　延べ121名参加 専門研修　８回　延べ198名参加 行政職員研修　基礎編　２日間　延べ27名参加 行政職員研修　応用編　５回　延べ88名参加	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施] 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	３イ②	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	**[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施]** 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	・県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修 ６テーマ12回　延べ211名参加	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	消費生活課
	[新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(２回)	３ア③	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	**[新規課題対応研修]** 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。(２回)	・新規課題対応研修 1テーマ×2回　延べ29名参加 「訪日観光客ホットラインの概要と相談事例」	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	消費生活課
	[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	１イ②	再		消費者教育強化事業費(交付金)		432	**[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営]** 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ　消費者教育　ーかながわ消費者教育サポートサイトー」に、県のエシカル消費に関する情報を発信する「つながるエシカル」のサイトを新たに開設するなど、コンテンツ充実を図った。	消費者教育強化事業費(交付金)		500	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[消費生活eモニターアンケート実施] 消費生活に関する県民の意識調査を、インターネットを利用して実施する。(年2回程度実施)				—		－	**[消費生活eモニターアンケート実施]** 消費生活に関する県民の意識調査を、インターネットを利用して実施する。(年2回程度実施)	２回実施 第１回　テーマ「エシカル消費について」 ８月２日～10日（延長期間８月13日～18日） 回答者270名／対象者298名 第２回　テーマ「消費生活全般について」 12月６日～15日 回答者223名／対象者298名	—		－	消費生活課
	[市町村に対する啓発資料の提供] 市町村の消費生活センターが、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。				—		—	**[市町村に対する啓発資料の提供]** 市町村の消費生活センターが、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。	主な啓発資料の市町村消費生活センター等への提供数 ・Check&Try「ひと目でわかる特定商取引法」(改訂版) 3,600部 ・契約のきりふだ(若者編)　　22,100部 ・くらしテキスト №11、12　　各2,255部	—		－	消費生活課
②消費者教育の担い手の育成･活動の支援													
	[消費者教育教員研修の実施] 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。(8日間程度)	１ア①小中高	再	**重点2**	消費者教育推進事業費		305	**[消費者教育教員研修の実施]** 教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。(8日間程度)	令和元年７月～８月　8日間実施 延べ 258名参加	消費者教育推進事業費		311	消費生活課
	[消費者教育推進連携・協働事業　ワークショップ等の開催] 消費者教育の担い手を育成するため、担い手養成講座を実施するとともに、受講者による連携と情報共有の環境づくりの場となる協働交流会等を実施する。(年2回程度実施予定)				消費者教育強化事業費(交付金)		3,668	**[消費者教育推進連携・協働事業　ワークショップ等の開催]** 消費者教育の担い手を育成するため、担い手養成講座を実施するとともに、受講者による連携と情報共有の環境づくりの場となる協働交流会等を実施する。(年2回程度実施予定)	消費者教育講師養成講座及び受講者や地域で消費者教育を実践する担い手、消費者教育に取組む団体等との協働交流会を実施 講座　　令和元年９月28日、10月５日、19日、26日、11月９日　32名参加 協働交流会　令和２年２月15日　20名参加	消費者教育強化事業費(交付金)		4,000	消費生活課
	[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営] 消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	本	１イ① １ウ① ２ア②		消費者教育強化事業費(交付金)		432	**[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営]** 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ　消費者教育　－かながわ消費者教育サポートサイト－」に、エシカル消費に関する情報を発信する「つながるエシカル」のサイトを新たに開設するなど、コンテンツ充実を図った。	消費者教育強化事業費(交付金)		500	消費生活課
③消費生活に関連するその他の教育との連携													
	[神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育] 経済講演会や金融経済情報資料を発行するとともに、金融広報ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣講座を実施する。				県金融広報委員会事業		－	**[神奈川県金融広報委員会と連携した金融経済教育]** 経済講演会や金融経済情報資料を発行するとともに、金融広報ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣講座を実施する。	・金融広報アドバイザー派遣講座　59回実施 延べ2,515名参加 ・市町村消費生活展等への出展５回 ほか	県金融広報委員会事業		－	消費生活課
	[災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進] 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。				—		-	**[災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進]** 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	・ホームページ「災害に伴う消費生活情報」の運営 ・ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大に関連して、消費者の皆さんに心がけていただきたいこと」の運営及びＳＮＳによる情報発信	—		－	消費生活課
	[「環境基本計画」との連携] 「環境基本計画」に基づく環境教育との連携	**「環境基本計画」** 本県における環境政策を推進する上での基本的な計画として平成９年策定。現行の計画は平成28年度から令和７年度までが計画期間。 重点施策の目標の達成状況、他の施策の実績及び環境指標を毎年度把握の上、施策の進捗状況を評価、検証し、５年ごとに施策等を見直します。 ＜施策の内容＞ 「施策の分野３　神奈川のチカラとの協働・連携」の「ア　人材の育成と協働・連携の推進」の「環境学習・教育の推進と基盤づくり」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「個人の消費行動が環境や経済に大きく影響することから、消費者自らが環境に与える影響に配慮し、行動できるよう消費者教育と環境教育との連携を推進」）												消費生活課 環境計画課
	[「神奈川県循環型社会づくり計画」との連携] 「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づく環境教育・学習との連携	**「循環型社会づくり計画」** 「循環型社会」の実現に向け、本県の廃棄物対策の基本的方向を示す計画として平成14年策定。現行の計画は平成24年度から平成33年度までが計画期間。 毎年度、計画目標の値に対する廃棄物の排出量等の実績、各事業の実施状況の把握により進行管理を行っている。 ＜施策の内容＞ 「大柱Ⅰ　資源循環の推進」「中柱３　人材の育成と広域連携の推進等」の「環境教育・学習及び人材育成の推進」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「消費者教育を通じて、消費、廃棄等の消費行動が環境に与える影響を考慮し、主体的に行動ができる消費者の育成を図る」）												消費生活課 資源循環推進課
	[「第３次神奈川県食育推進計画」との連携] 「第３次神奈川県食育推進計画」に基づく食育との連携	**「食育推進計画」** 本県の食育推進の方向性、目標を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として平成20年策定。現在の計画は第三次計画で、平成30年度から平成34年度までが計画期間。 ＜施策の内容＞ 「(1)健康な『体』をつくる」、「(2)豊かな『心』を育む」、「(3)食への理解を深め『神奈川の食』に親しむ」の３つの基本方針に沿って体系づけた「食育の基本的施策」に基づき事業を実施。（「消費生活に関する情報提供」について位置付けあり：消費生活情報紙への食に関する情報の掲載等）												消費生活課 健康増進課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

「かながわ消費者施策推進指針（対象期間：2020年度～2024年度）」に基づく令和２年度実施事業

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[「かながわ食の安全･安心の確保の推進に関する指針」との連携] 「かながわ食の安全･安心の確保の推進に関する指針」に基づく食の安全･安心に関する教育との連携	**「かながわ食の安全･安心の確保の推進に関する指針」** 食の安全･安心の確保の推進にあたり、本県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すため策定。2019年３月に第４次指針（2019年度から2021年度）策定。 毎年度、行動計画を策定し、進捗状況報告により点検を行っている。 ＜施策の内容＞ ４次指針：「◎ﾘｽｸに関する相互理解(ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ)」などの「施策の方向に沿った取組み」に基づき事業を実施。（「食の安全･安心に関する情報発信」等について位置付けあり：出前講座等による食に関する情報提供等）												消費生活課 生活衛生課
	[「かながわ国際施策推進指針」との連携] 「かながわ国際施策推進指針」に基づく国際理解教育との連携	**「かながわ国際施策推進指針」** 本県の国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すため、平成16年策定。現在の指針は第４版で、平成28年度改定。 ＜施策の内容＞ 「施策の方向4 多文化理解の推進」などの方向に基づき事業を実施。（地球市民かながわプラザでの講座等の開催、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスの提供など。）												消費生活課 国際課
	[「かながわ青少年育成･支援指針」との連携] 「かながわ青少年育成･支援指針」に基づく、消費者教育と関連する教育との連携	**「かながわ青少年育成･支援指針」** 本県の青少年施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定めたもので、平成17年「かながわ青少年育成指針」として策定。 現在の指針は、平成28年3月改定されたもので、平成32年度までの5年間を展望したもの。 毎年度、指針に位置付けのある事業の翌年度の計画を調査し、結果を「神奈川県子ども・青少年みらい本部（知事を長とする庁内組織。平成28年5月、子ども・子育て支援の総合的な企画、調整を行う「神奈川県子ども・子育て支援推進会議」と、青少年対策の総合的な企画、調整及び推進を行う「神奈川県青少年総合対策本部」を統合し、新たに設置。）」において共有するとともに、「青少年白書」として当年度の実施結果を取りまとめている。 ＜施策の内容＞ 「施策の方向3 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成」、「施策の方向12 急激に進展する情報化社会への対応」などの方向に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「「学校における消費者教育や金銭・金融教育」の推進」）												消費生活課 青少年課
ウ　持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進													
①エシカル（倫理的）消費の普及													
	[「SDGs目標12」達成イベントの実施] 「消費者市民社会」の理念のもと、SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）」の12番目の目標「つくる責任 つかう責任」を達成するための具体的な行動である「エシカル消費」を分かりやすく消費者に伝えるためのイベントを実施する。	本	１ア②地域		消費者教育啓発学習事業費		3,062	**[企業・団体との連携による消費者市民社会の形成に向けた啓発イベントの実施]** 「SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）」や「エシカル消費」をテーマとしたイベントを企業、団体等と連携して開催する。	「食品ロスについて話そう！～エシカル・トークかながわ2019」イベント ・令和元年10月31日　新都市プラザ（横浜市）にて開催 ・トークショー、パネル展示、クイズラリー、啓発物品配布等 ・参加者436名（クイズラリー解答者）	消費者教育推進事業費		562	消費生活課
	[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	１イ②	再		消費者教育強化事業費（交付金）		432	**[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営]** 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ　消費者教育　－かながわ消費者教育サポートサイトー」に、県のエシカル消費に関する情報を発信する「つながるエシカル」のサイトを新たに開設するなど、コンテンツ充実を図った。	消費者教育強化事業費（交付金）		500	消費生活課
	[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行] 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	本	１ア②地域 １ア②家庭		消費者教育強化事業費（交付金）		1,200	**[社会人向けの消費者市民社会啓発資料の発行]** 成人一般や高齢者を対象とした消費者市民社会の形成にかかる啓発資料を発行する。	「買い物が未来をつくる　未来をかえる」 リーフレット　2,000部増刷 LIMEX(プラスチック代替素材として注目されつつある新素材)製クリアフォルダー　5,000枚作成	消費者教育強化事業費（交付金）		1,800	消費生活課
	[レジ袋等削減関連の取組み] 大学・専門学校においてレジ袋等の削減や３R普及啓発講座の実施、イベントの共同運営等を行う。 神奈川県におけるレジ袋等削減の実践に関する宣言の賛同企業と連携・協力をしてレジ袋等の削減の取組みを実施する。				廃棄物総合対策推進事業費	（一部）	390	**[レジ袋等削減関連の取組み]** 大学・専門学校においてレジ袋等の削減や３R普及啓発講座の実施、イベントの共同運営等を行う。 神奈川県におけるレジ袋等削減の実践に関する宣言の賛同企業と連携・協力をしてレジ袋等の削減の取組みを実施する。	横浜保育福祉専門学校と共同運営し、リサイクルマーケットイベントでの出展　７月28日　36名 レジ袋削減実行委員会　12月18日　55名 （内訳　事業者７名、団体21名、市町村27名）	廃棄物総合対策推進事業費	（一部）	385	資源循環推進課
	[食品ロス関連の取組み] 食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。				循環型社会づくり推進事業費	（一部）	2,220	**[食品ロス関連の取組み]** 食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。	ポスターによる普及啓発や、講座・イベントで食品ロスの現状等の紹介を行った。 【講座３回、イベント実施２回】	循環型社会づくり推進事業費	（一部）	3,220	資源循環推進課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。（分割できないため）

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
基本方向２　消費者被害の未然防止													
ア　被害未然防止に向けた注意喚起・情報発信													
①相談情報を生かした注意警戒情報等の発信													
	[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回､随時)	本	１イ① ３ア② ４ウ① ４ウ③		消費者行政企画調整費	（一部）	1,929	**[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行]** 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回､随時)	「かながわ消費生活注意･警戒情報」 （Ａ４両面）年12回発行 各6,170部、364箇所に配布 「１回だけのつもりが２回目に大量のサプリが届いた！」等	消費者行政企画調整費	（一部）	1,486	消費生活課
	[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供] PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し､「消費生活相談概要」(年2回)､「消費生活相談警戒情報」(随時)､「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	３ア②	再		消費者行政企画調整費		106	**[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供]** PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し､「消費生活相談概要」(年2回)､「消費生活相談警戒情報」(随時)､「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	・消費生活相談警戒情報 238件 ・「消費生活相談概要」２回（7､12月） ・「消費生活相談情報」年12回 ・緊急通報　４件	消費者行政企画調整費		181	消費生活課
	[かながわ消費生活注意情報の発信] 県民向けに最新の消費生活に関する注意情報を、課のホームページやＳＮＳを通じて随時提供する。				—		－	**[かながわ消費生活注意情報の発信]** 県民向けに最新の消費生活に関する注意情報を、課のホームページやＳＮＳを通じて随時提供する。	「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、ＳＮＳ（不定期） 19回発行（うち臨時号３回）	—		－	消費生活課
	[商品テスト分析の実施] 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	４ウ①	再		消費生活相談機能支援事業費		500	**[商品テスト分析の実施]** 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	「サングラスの商品テスト」実施 「流せるティッシュ類の商品テスト」実施	消費生活相談機能支援事業費		500	消費生活課
②ホームページ、ＳＮＳ等様々な媒体による効果的な情報発信													
	[ホームページによる情報発信] 架空請求に関するハガキ等を送りつけてくる事業者名等一覧をはじめとした、消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。				—		－	**[ホームページによる情報発信]** 架空請求に関するハガキ等を送りつけてくる事業者名等一覧をはじめとした、消費者被害や商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。	（代表的なホームページのアクセス件数） ・架空請求に関するハガキ等を送りつけてくる事業者名等一覧　237,075件 ・消費生活注意警戒情報　10,363件	—		－	消費生活課
	[ＳＮＳによる情報発信] フェイスブック、ツイッターにより、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。				—		－	**[ＳＮＳによる情報発信]** フェイスブック、ツイッターにより、消費生活注意・警戒情報、講座やイベント情報等をタイムリーに発信する。	（ＳＮＳによる情報発信件数） ・フェイスブック　137件 ・ツイッター　　68件	—		－	消費生活課
	[若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信] 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、R元年度に作成した映像について、広告展開する。	２イ②	再	重点２	消費者教育強化事業費(交付金)		9,000	**[若者向け啓発映像による消費者市民社会の啓発]** 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発する映像を作成、放映するとともに、消費者市民社会等について啓発する教育資料を作成、配布する。	・若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ 「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」(マルチ取引編、エステ契約編、定期購入編、全体編) かなチャンTVを中心に３月公開 ・若者向け成年年齢引下げ啓発チラシ 　啓発アニメについても周知するチラシを90,000部作成し、県内の新高校１年生(令和２年４月新入生)へ新学期に配布して貰うため３月末に配布	消費者教育強化事業費(交付金)		9,014	消費生活課
	[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営] 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	１イ②	再		消費者教育強化事業費(交付金)		432	**[消費者教育推進連携・協働事業　ポータルサイトの運営]** 消費者の学びの場と消費者教育の担い手を結びつける消費者教育ポータルサイトを運営する。	「つながる・かながわ　消費者教育　－かながわ消費者教育サポートサイト－」に、県のエシカル消費に関する情報を発信する「つながるエシカル」のサイトを新たに開設するなど、コンテンツ充実を図った。	消費者教育強化事業費(交付金)		500	消費生活課
	[ラジオによる情報発信] かながわ中央消費生活センターに寄せられた消費者トラブルの相談事例などを中心として放送する。				—		－	**[ラジオによる情報発信]** かながわ中央消費生活センターに寄せられた消費者トラブルの相談事例などを中心として放送する。	・放送回数　　16回 （放送内容） 　・洗剤と柔軟剤の使い方について 　・ガス小売り自由化に関係したトラブルについて	—		－	消費生活課
③インターネットを介して発生する消費者被害への対応													
	[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）] インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（30回程度）	本	１ア①小中高 １ア①大学	重点２	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施（学校向け）]** インターネット被害未然防止講座を学校向けに実施する。（20回程度）	インターネット被害未然防止講座(学校向け)29回実施 延べ6,228名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）] インターネット被害未然防止講座を参加者募集型等により実施する。（17回程度）	本	１ア②家庭		消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施（一般向け）]** インターネット被害未然防止講座を参加者募集型で実施する。（10回程度）	インターネット被害未然防止講座 (一般向け出前型)17回実施　延べ533名参加 (参加者募集型)　５回実施　延べ160名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
	[インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者･障がい者等対象)] インターネット被害未然防止講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度)	本	１ア②地域	重点1	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	5,323	**[インターネット被害未然防止講座の実施(高齢者･障がい者等対象)]** インターネット被害未然防止講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け5回程度)	インターネット被害未然防止講座(高齢者･障がい者等向け) １回実施　延べ76名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
	[インターネット被害未然防止教材の提供] インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供する。				—		－	**[インターネット被害未然防止教材の提供]** インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、ﾘｰﾌﾚｯﾄ等を提供する。	・インターネット被害の疑似体験ソフト「インターネットの危ない世界PART2」規格変換（FLASHからHTML5へ変換） ・ﾘｰﾌﾚｯﾄ「インターネットの危ない世界PART2」8,000部　3月増刷	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	9,445	消費生活課
	[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）] 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（年１回）	本	１ア②		—		－	**[サイバーセキュリティ月間に係る普及・啓発行事「サイバーセキュリティセミナー」の実施（一般向け）]** 情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。（年１回）	令和２年２月３日実施　206名参加	—		－	情報システム課
イ　消費者の特性に配慮した対応													
①高齢者・障がい者に配慮した対応													
	[契約弱者に配慮した相談対応] 高齢者、障がい者等契約弱者の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員に対する研修を実施する。(2回)	本	３ア③	重点1	消費生活相談機能支援事業費		72	**[契約弱者に配慮した相談対応]** 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員に対する研修を実施する。(2回)	関係機関等と連携した研修実施 ２テーマ計２回（延べ34名参加） 研修テーマ 「民法の成年年齢引き下げに伴う若者への消費者教育について」 「若者の被害未然防止講座実践のポイント」	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課
	「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行 消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を発行する。 ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。(R2年度は「高齢者編」を作成」)＞	１ア②地域	再	重点1	金融広報活動推進費		1,750	**「契約のきりふだ(高齢者編)」の発行** ＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。(R元年度は「若者編」を作成」)＞	＜H29年度から「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。（R元年度は「若者編」を作成）＞	—		－	消費生活課
	[消費生活出前講座の実施(高齢者、障がい者及び見守り者対象)] 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者及び見守り者向け25回程度)	１ア②地域	再	重点1	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	544	**[消費生活出前講座の実施(高齢者･障がい者等対象)]** 消費生活出前講座を実施する。(高齢者、障がい者等向け25回程度)	消費生活出前講座(高齢者、障がい者等向け) 25回実施　延べ853名参加	消費者教育啓発学習事業費	（一部）	500	消費生活課
	[高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等] 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守り者を対象とした啓発を実施するとともに、市町村での意見交換会等を通じて、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 また、ネットワーク構築に関する事業を消費者団体に委託して実施する。	本	１ア②地域	重点1	消費者教育強化事業費(交付金)		2,750	**[高齢者等見守りネットワーク構築に係る啓発等]** 関係機関と連携し、高齢者、障がい者及び見守り者を対象とした啓発を実施するとともに、市町村での意見交換会等を通じて、県全体での見守りネットワーク構築につなげる。 また、ネットワーク構築に関する事業を消費者団体に委託して実施する。	・市町村での意見交換会実施 　見守りネットワーク構築に関する意見交換会を海老名市(7/18)及び南足柄市(11/20)において開催(2/26相模原市は中止) ・「消費者安全確保地域協議会」設置についての依頼 　県の福祉行政主管課と連名で、消費者安全法上の地域協議会の設置を促す依頼文を発出するなど、市町村への働きかけを実施 ・高齢者及び障がい者見守りチェック用クリアフォルダーの作成、配付 　高齢者向け70,000枚、障がい者向け46,000枚作成し、「高齢者、障害者等消費者被害防止対策連絡協議会」の構成団体等を通じて配付 ・高齢者及び障がい者の見守りネットワーク普及促進事業 　高齢者等への出前講座の実施と消費者教育の担い手ひいては見守りの担い手になりうる人材の育成事業を消費者団体に委託　出前講座13回実施(1回中止) （委託団体：消費者問題に取組む「Ｃの会」）	消費者教育強化事業費(交付金)		3,000	消費生活課
	[関東甲信越ブロック共同キャンペーン(高齢者)] 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。(9月実施予定)	本	３ウ②	重点1	消費者教育推進事業費	（一部）	150	**[関東甲信越ブロック共同キャンペーン(高齢者)]** 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。(9月実施予定)	啓発ポスター　1,000部 高齢者のための消費生活相談 令和元年９月16日～18日実施　相談件数 54件	消費者教育推進事業費		150	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[高齢者の地域見守り] 一人暮らし高齢者世帯など地域住民に対して相談・支援活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援する。			重点1	・民生委員児童委員推薦事務費 ・民生委員児童委員活動費補助 ・民生委員児童委員研修事業費 ・県民生委員児童委員協議会活動費補助		269,103	**[高齢者の地域見守り]** 一人暮らし高齢者世帯など地域住民に対して相談・支援活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援する。	・民生委員・児童委員の活動への支援 定数：4,055人 相談・支援回数：-回 活動日数：-日 ・委員の資質向上のための研修の実施 研修修了者：-人、実施回数：-回（現在実施中） ・県民生委員児童委員協議会への支援	・民生委員児童委員推薦事務費 ・民生委員児童委員活動費補助 ・民生委員児童委員研修事業費 ・県民生委員児童委員協議会活動費補助		270,859	地域福祉課
	[老人クラブによる高齢者の見守り(友愛訪問等)] 在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。			重点1	県老人クラブ連合会補助事業費		9,716	**[老人クラブによる高齢者の見守り(友愛訪問等)]** 在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。	在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援した。 ・友愛在宅訪問チーム　449 チーム ・友愛サロン　31市町村	県老人クラブ連合会補助事業費		10,016	高齢福祉課
	[市町村による①訪問型サービス②生活援助員派遣事業③配食サービス事業を通した高齢者の見守り] ①保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を実施する。 ②集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施する。 ③配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施する。			重点1	地域支援事業費交付金	（一部）	5,375,934	**[市町村による①訪問型サービス②生活援助員派遣事業③配食サービス事業を通した高齢者の見守り]** ①保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を実施する。 ②集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施する。 ③配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施する。	①保健師等が、閉じこもり等の高齢者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を実施した。 ②集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施した。 ③配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施した。	地域支援事業費交付金	（一部）	5,179,584	高齢福祉課
	[高齢者に対する注意喚起] 高齢者宅を訪問するなどして、注意喚起を実施する。			重点1	—		－	**[高齢者に対する注意喚起]** 高齢者宅を訪問するなどして、注意喚起を実施する。	高齢者宅を訪問するなどして、注意喚起を実施した。	—		－	県警本部
	新 **[遠隔手話通訳サービスを利用した相談]** タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーション支援を行う。	３ア①	再		—			—	—	—		－	消費生活課
	[成年後見制度の利用支援] 判断能力が十分でない障害者等が「親なき後」も地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援する。			重点1	・かながわ成年後見推進センター事業費 ・成年後見人材育成事業費		23,851	**[成年後見制度の利用支援]** 判断能力が十分でない障害者等が「親なき後」も地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援する。	・成年後見制度の一般相談 703件(見込み) ・地域の相談機関の支援事業 ・市町村社会福祉協議会等の法人後見担当者研修修了者778人(見込み) ・出張説明会及び相談会の実施　8回(見込み) ・市民後見人の養成　基礎研修修了者4人(見込み)	・かながわ成年後見推進センター事業費 ・成年後見人材育成事業費		23,792	地域福祉課
	[事業者への理解促進] 障がいについての正しい理解を促進するため、障がい者への接客対応が求められる企業等の社員研修の場に、障がい者等を講師として派遣するなど、研修をコーディネートする。また、企業等において障がい者に対する取り組みの中心的な役割を担う人を「心のバリアフリー推進員」として養成する心のバリアフリー推進員養成研修を実施する。 オストメイトに関する正しい理解を促進する。				障害者理解促進事業費		4,617	**[事業者への理解促進]** 障がいについての正しい理解を促進するため、障がい者への接客対応が求められる企業等の社員研修の場に、障がい者等を講師として派遣するなど、研修をコーディネートする。また、企業等において障がい者に対する取り組みの中心的な役割を担う人を「心のバリアフリー推進員」として養成する心のバリアフリー推進員養成研修を実施する。 オストメイトに関する正しい理解を促進する。	障がい者への接客対応が求められる企業等に対する障がい者理解のための研修や研修実施のためのコーディネートの他、企業等において、障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う人を心のバリアフリー推進員として養成する、心のバリアフリー推進員養成研修を実施した。（全４回、修了者40名） オストメイト啓発チラシ配布（3,650枚）、同ポスター掲出(30枚)	障害者理解促進事業費		4,617	障害福祉課
②若者に配慮した対応													
	[関東甲信越ブロック共同キャンペーン(若者)] 若者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。(1～3月実施予定)	本	３ウ②	重点2	消費者教育推進事業費	（一部）	150	**[関東甲信越ブロック共同キャンペーン(若者)]** 若者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。(1～3月実施予定)	啓発ポスター　1,500部 若者のための消費生活相談 令和2年1月23日～24日　　相談件数11件	消費者教育推進事業費		150	消費生活課
	[若者向け成年年齢引下げ啓発映像の発信] 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発するため、R元年度に作成した映像について、広告展開する。	本	１ア①小中高 １ア①大学 ２ア②	重点2	消費者教育強化事業費(交付金)		9,000	**[若者向け啓発映像による消費者市民社会の啓発]** 成年年齢引下げに伴い若者が巻き込まれる恐れのある消費者トラブルと対処法について啓発する映像を作成、放映するとともに、消費者市民社会等について啓発する教育資料を作成、配布する。	・若者向け成年年齢引下げ啓発アニメ 「コレがまさかのアレでした。～若者の消費者被害」 (マルチ取引編、エステ契約編、定期購入編、全体編) かなチャンTVを中心に３月公開 ・若者向け成年年齢引下げ啓発チラシ 啓発アニメについても周知するチラシを90,000部作成し、県内の新高校１年生(令和２年４月新入生)へ新学期に配布して貰うため３月末に配布	消費者教育強化事業費(交付金)		9,014	消費生活課
	新 **[保護者向け成年年齢引下げ啓発資料の作成]** 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止のため、若者本人だけでなくその保護者に向け、チラシ等を作成・配布し、理解促進を図る。	本	１ア②家庭	重点2	消費者教育強化事業費(交付金)		1,200	—	—	—		－	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[青少年部門の相談機関との連携] 青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。	３ウ②	再	重点2	—		-	**[青少年部門の相談機関との連携]** 青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。	・「かながわ子ども・若者総合相談センター」において、成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害の傾向と対策に関するミニ学習会を開催 ・不登校・ひきこもり等の若者を支援する団体へ、各種啓発資料の送付	—		-	消費生活課
③外国人に配慮した対応													
	[多言語による消費生活相談窓口案内] 多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページにより、外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。				—		-	**[多言語による消費生活相談窓口案内]** 多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレットや、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホームページにより、外国人の消費者トラブルの未然防止を図る。	・多言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)によるパンフレットを情報コーナー等で配付するとともに、ホームページ「Information in foreign Language - 外国語による情報」を運営	—		-	消費生活課
	[多言語支援センターとの連携] 日本語に不慣れな外国籍県民の方に対する消費生活相談に適切に対応するため、多言語支援センターとの連携を推進する。				—		-	**[多言語支援センターとの連携]** 日本語に不慣れな外国籍県民の方に対する消費生活相談に適切に対応するため、多言語支援センターとの連携を推進する。	・通訳を伴った消費生活相談の実施	—		-	消費生活課
	[訪日観光客消費者ホットラインの周知] 国民生活センターが開設している、訪日観光客向けの消費者相談窓口（訪日観光客消費者ホットライン）の紹介				—		-	**[訪日観光客消費者ホットラインの周知]** 国民生活センターが開設している、訪日観光客向けの消費者相談窓口（訪日観光客消費者ホットライン）の紹介	・消費生活課ホームページに、訪日観光客消費者ホットラインのホームページをリンク ・外国籍県民向け生活情報紙「こんにちは神奈川」に、訪日観光客消費者ホットラインについて掲載	—		-	消費生活課
ウ　他機関等と連携した消費者被害未然防止の推進													
①適格消費者団体との連携による被害未然防止													
	[適格消費者団体との連携] 適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。				神奈川県消費者行政推進事業費補助金（団体）（交付金）		1,200	**【適格消費者団体との連携】** 適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。	適格消費者団体の活動を支援するため、情報を提供、補助金を交付	神奈川県消費者行政推進事業費補助金（団体）（交付金）		1,260	消費生活課
	[消費者被害救済検討チームの開催] 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、被害者救済委員会付託、適格消費者団体への情報提供の３つを選択的・複合的に行うことを検討するチームを開催する。	３ウ①	再		—		-	**[消費者被害救済検討チームの開催]** 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、被害者救済委員会付託、適格消費者団体への情報提供の３つを選択的・複合的に行うことを検討するチームを開催する。	・消費者被害救済検討チーム（５回実施） ・適格消費者団体との意見交換会（４回実施）	—		-	消費生活課
②詐欺的悪質商法等への対応													
	[県警本部、警察署への情報提供] 消費生活相談の中で、特殊詐欺等の情報が得られた場合に、神奈川県警へ情報提供を行う。				—		-	**[県警本部、警察署への情報提供]** 消費生活相談の中で、特殊詐欺等の情報が得られた場合に、神奈川県警へ情報提供を行う。	・特殊詐欺等情報提供　　０件 ・利殖勧誘事犯情報提供　０件	—		-	消費生活課
	[県警との連携による悪質消費者被害未然防止] 県警と連携し、被害の多い高齢者を対象とし、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。			重点1	消費者教育強化事業費（交付金）		2,000	**[県警との連携による悪質消費者被害未然防止]** 県警と連携し、被害の多い高齢者を対象とし、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。	お薬手帳カバーを30,000枚作成し、県内警察署55か所などを通じて高齢者に配布した。	消費者教育強化事業費（交付金）	（一部）	2,000	消費生活課
	[県警と連携した特殊詐欺などの防止] 各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。			重点1	安全・安心まちづくり県民運動推進事業費	（一部）	800	**[県警と連携した特殊詐欺などの防止]** 各種媒体を用いた防犯意識の普及啓発などを実施する。	・チラシや広報誌等を用いた防犯意識の普及啓発などを実施した。 ・防犯人材の発掘・育成として実施する地域防犯指導において「特殊詐欺防止」「悪質商法防止」などの啓発を実施した。	安全・安心まちづくり県民運動推進事業費	（一部）	800	くらし安全交通課
	新 **[迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進]** 市町村が行う迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業について、県が補助金を交付する。			重点1	特殊詐欺被害防止対策事業費		10,500	—	—	—		-	くらし安全交通課
	[被害の水際阻止対策の強化] 金融機関等と連携し、窓口等における声掛けによる被害の未然防止対策を推進する。			重点1	—		-	**[被害の水際阻止対策の強化]** 金融機関等と連携し、窓口等における声掛けによる被害阻止対策を推進する。	・金融機関等と連携し、窓口等における声掛けによる被害阻止対策を推進した。	—		-	県警本部
	[被害防止に関する注意喚起] 各種会合、防犯キャンペーンのほか、様々な機会において特殊詐欺等の最新の手口や実態を周知するとともに、迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進を図るなど、被害防止対策を推進する。			重点1	消費者教育強化事業費（交付金）		5,500	**[被害防止に関する注意喚起]** 各種会合、防犯キャンペーンのほか、様々な機会において振り込め詐欺等の最新の手口や実態を周知するとともに、固定電話機につなげる自動録音警告機器を活用し、被害防止対策を推進する。	・各種会合、防犯キャンペーンのほか、様々な機会において振り込め詐欺等の最新の手口や実態を周知することにより、被害防止対策を推進した。 ・固定電話機につなげる自動録音警告機器を活用し、被害防止対策を推進した。	消費者教育強化事業費（交付金）	（一部）	5,500	県警本部

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱）	中柱	小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
			[ヤミ金融被害の未然防止のための啓発活動の実施] ヤミ金融の被害防止のため、県ホームページでの情報提供や一都三県合同キャンペーン、各種連携イベント等での啓発活動を実施する。				貸金業適正化指導事業費		2,604	**[ヤミ金融被害の未然防止のための啓発活動の実施]** ヤミ金融の被害防止のため、県ホームページでの情報提供や一都三県合同キャンペーン、各種連携イベント等での啓発活動を実施する。	・啓発用チラシの作成 ・一都三県合同キャンペーンの実施　２回 ・各種連携イベントでの啓発活動の実施　24回 ・リビング新聞（横浜版及び田園都市版）への広告掲載による広報の実施 ・国と連携した市町村庁舎デジタルサイネージ等での広報の実施	貸金業適正化指導事業費		2,514	金融課
		③消費者団体や事業者団体等との連携による被害未然防止													
			[「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み] 平成30年３月に実施した宣言の宣言団体や消費者団体と連携し、高齢者にトラブルが多い悪質な訪問販売撲滅のための取組みを実施する。	４イ②	再	**重点１**	消費者教育強化事業費（交付金）		1,200	**[「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み]** 「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」宣言団体との意見交換会等を実施する。	・意見交換会の開催 　県、宣言団体及び消費者団が参加し７月26日開催 ・宣言団体、消費者団体と協力した消費者向け啓発 　消費者団体からの応援メッセージ、加盟事業者の好取組の発信（ホームページ、ＳＮＳ、県のたより） 　年末年始安全・安心キャンペーンでの共同啓発活動(12/20) 　訪問販売注意喚起シールの共同配付（宣言団体６団体で20,050枚、消費者団体２団体で1,000枚配付） ・適正な勧誘に向けた研修等の実施 　特定商取引法研修会（11/18神奈川県新聞販売組合、京浜新聞販売組合） 　10団体連絡協議会（12/19日本訪問販売協会） 　事業者向けセミナー（12/23かながわ住まいまちづくり協会） 　定例会での経営層向け講習会（2/18神奈川県ケーブルテレビ協議会） ・宣言団体との相談情報の共有 　県新聞販売組合理事会(11/19) 　会報への掲載(県新聞販売組合、京浜新聞販売組合)	—		－	消費生活課
			[消費者被害未然防止街頭キャンペーン（年末年始安心安全キャンペーン）] 消費者被害未然防止等のため、県くらし安全交通課及び県警察と連携し、街頭キャンペーンを実施する。 (12月実施予定)				消費者教育推進事業費		170	**[消費者被害未然防止街頭キャンペーン（年末年始安心安全キャンペーン）]** 消費者被害未然防止等のため、県くらし安全交通課及び県警察と連携し、街頭キャンペーンを実施する。(12月実施予定)	令和元年12月20日実施（新都市プラザ） パネル展示、消費者団体等による寸劇・クイズ、マジシャンによるマジックショー、啓発物品配布等	消費者教育推進事業費		310	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
基本方向３　消費者被害の救済													
ア　かながわ中央消費生活センターにおける消費生活相談機能の向上													
①消費生活相談の実施													
	[消費生活相談の実施] 土日、祝日、平日夜間の電話、面接での相談や、メールによる受付を含めた消費生活相談を実施する。				毎日消費生活相談事業費	（一部）	81,926	**[消費生活相談の実施]** 土日、祝日、平日夜間の電話、面接での相談や、メールによる受付を含めた消費生活相談を実施する。	・相談事業 相談時間　平日　9:30～19:00 士･日･祝日　9:30～16:30 相談件数　15,295件 （内訳）苦情相談　14,035件 問合せ　1,260件 ・メール相談事業 相談件数　410件	毎日消費生活相談事業費	（一部）	78,207	消費生活課
	[消費生活相談窓口の周知] 消費者教育のための多様な媒体等により、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。				―		－	**[消費生活相談窓口の周知]** 消費者教育のための多様な媒体等により、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。	消費者ホットライン「１８８」及び消費生活相談窓口について、動画、ホームページ、ＳＮＳ、各種啓発資料、FM放送等により周知。 「消費者ホットライン188啓発用チラシ」 3,000部　３月増刷	―		－	消費生活課
	新 **[遠隔手話通訳サービスを利用した相談]** タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーション支援を行う。	本	２イ①		―			―	―	―		－	消費生活課
②広域的な相談窓口としての機能発揮													
	[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供] PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」(年2回)、「消費生活相談警戒情報」(随時)、「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	本	２ア① ３イ③		消費者行政企画調整費		106	**[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供]** PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」(年2回)、「消費生活相談警戒情報」(随時)、「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	・消費生活相談警戒情報 238件 ・「消費生活相談概要」２回（7､12月） ・「消費生活相談情報」年12回 ・緊急通報　４件	消費者行政企画調整費		181	消費生活課
	[相談事例の法的解説資料の作成、提供] 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年２回）	本	３イ②		消費生活相談機能支援事業費		101	**[相談事例の法的解説資料の作成、提供]** 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年２回）	２回実施 ・第１回「消費者契約法に基づく取消後の清算ルールについて」（11月） ・第２回「原野商法二次被害における対販社以外の消費者救済について」（２月）	消費生活相談機能支援事業費		101	消費生活課
	[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回､随時）	２ア①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	1,929	**[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行]** 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。（月1回､随時）	「かながわ消費生活注意･警戒情報」 （Ａ４両面）年12回発行 各6,170部、364箇所に配布 「１回だけのつもりが２回目に大量のサプリが届いた！」等	消費者行政企画調整費	（一部）	1,486	消費生活課
③高度な相談にも対応できる人材育成													
	[相談対応チーム制による相談対応力向上の取組み] 職員・相談員による相談対応チーム制を導入し、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。				―		－	**[相談対応チーム制による相談対応力向上の取組み]** 職員・相談員による相談対応チーム制を導入し、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。	対応困難事案への対応や市町村支援、新人の育成等について、相談員と職員からなる4つのチームで相談対応力の強化を図った。（「土地・建物」、「安全・安心」、「金融・保険」、「運輸・通信」）	―		－	消費生活課
	[専門分野別グループによる専門性向上の取組み] 専門分野別のグループを編成し、専門家を招聘するなどして新手、対応困難な相談事例などについての検討を実施するとともに、検討結果を市町村に情報提供する。(検討会4テーマ×2回、情報提供4件)				消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		327	**[専門分野別グループによる専門性向上の取組み]** 専門分野別のグループを編成し、専門家を招聘するなどして新手、対応困難な相談事例などについての検討を実施するとともに、検討結果を市町村に情報提供する。(検討会4テーマ×2回、情報提供4件)	専門分野別検討会　１テーマ２回×４テーマ、情報提供5件	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		327	消費生活課
	[県相談員へのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施による資質向上の取組み] 県消費生活相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。				消費生活相談機能支援事業費		554	**[県相談員へのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施による資質向上の取組み]** 県消費生活相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。	相談対応研修　１回実施（18名参加） モニタリング　６回実施（18名参加） フィードバック２回実施（18名参加） チームリーダー研修　１回実施（４名参加）	消費生活相談機能支援事業費		766	消費生活課
	[消費生活相談員等の国民生活センター等研修派遣] 県の担当職員の専門知識習得を図るため、国民生活ｾﾝﾀｰ等が実施する研修会に派遣する。				消費生活相談機能支援事業費 消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		205 297	**[消費生活相談員等の国民生活センター等研修派遣]** 県の担当職員の専門知識習得を図るため、国民生活ｾﾝﾀｰ等が実施する研修会に派遣する。	国民生活ｾﾝﾀｰ等研修派遣　28回実施　延べ40名参加	消費生活相談機能支援事業費 消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		205 297	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」３回）を実施する。	本	１イ① ３イ① ３イ②		消費生活相談機能支援事業費		718	**[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施]** 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」５回）を実施する。	概論研修　４回　延べ121名参加 専門研修　８回　延べ198名参加 行政職員研修　基礎編　２日間　延べ27名参加 行政職員研修　応用編　５回　延べ88名参加	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施] 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	３イ②	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		576	**[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施]** 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	・県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修 ６テーマ12回　延べ211名参加	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		576	消費生活課
	[新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（２回）	本	１イ① ３イ②		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	**[新規課題対応研修]** 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（２回）	・新規課題対応研修 1テーマ×2回　延べ29名参加 「訪日観光客ホットラインの概要と相談事例」	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	消費生活課
	[契約弱者に配慮した相談対応] 高齢者、障がい者等契約弱者の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員に対する研修を実施する。(2回)	２イ①	再	重点1	消費生活相談機能支援事業費		72	**[契約弱者に配慮した相談対応]** 高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、見守り出前講座の講師となる消費生活相談員に対する研修を実施する。(2回)	関係機関等と連携した研修実施 ２テーマ計２回（延べ34名参加） 研修テーマ 「民法の成年年齢引き下げに伴う若者への消費者教育について」 「若者の被害未然防止講座実践のポイント」	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課
④専門的な相談への対応													
	[専門家による法律、技術分野の助言] 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談８回)	本	３イ① ４ウ①		消費生活相談機能支援事業費		1,438	**[専門家による法律、技術分野の助言]** 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談８回)	・法律相談(面接)36回　112件 ・法律相談(文書)4,6～9～12．２月実施21件 ・技術相談　85件（３月末）	消費生活相談機能支援事業費		1,465	消費生活課
	[精神保健福祉相談] 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。				消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）		285	**[精神保健福祉相談]** 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	精神保健分野の専門家配置　12回	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）		285	消費生活課
	[生活再建支援相談の実施] 多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、福祉等の関係機関と連携し生活再建支援相談等を実施する。				生活再建支援相談推進事業費(継続)		2,726	**[生活再建支援相談の実施]** 多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、福祉等の関係機関と連携し生活再建支援相談等を実施する。	生活再建支援相談の実施（４月～３月） 電話相談:161件 面接相談:276件 出張支援相談：104回 生活再建支援相談研修：１回	生活再建支援相談推進事業費(継続) 生活再建支援相談推進事業費（県）		3,500 2,024	消費生活課
	[神奈川県多重債務者対策協議会の開催] 多重債務者問題について、関係機関、団体と連携し、協議、検討する。（年1回）				—		－	**[神奈川県多重債務者対策協議会の開催]** 多重債務者問題について、関係機関、団体と連携し、協議、検討する。（年1回）	多重債務者対策協議会　１回（令和元年５月23日実施）	—		－	消費生活課
イ　市町村消費生活相談との連携・支援													
①市町村の実情に応じたサポート													
	[消費生活相談員等巡回訪問] 市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。(20回)				消費生活相談機能支援事業費 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）		58 36	**[消費生活相談員等巡回訪問]** 市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣し、助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の現状や課題を直接確認する。(20回)	巡回訪問回数　27回　（16市、3町）	消費生活相談機能支援事業費 消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）		58 36	消費生活課
	[指定消費生活相談員等による市町村支援] 政令市を除く６地域に指定消費生活相談員を各１名配置し、行政職員とともに市町村職員、消費生活相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言するとともに、定期的な巡回訪問、各地域ごとの協議会へ派遣等を行う。				毎日消費生活相談員事業費		26,789	**[指定消費生活相談員等による市町村支援]** 政令市を除く６地域に指定消費生活相談員を各１名配置し、行政職員とともに市町村職員、消費生活相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言するとともに、定期的な巡回訪問、各地域ごとの協議会へ派遣等を行う。	ﾍﾙﾌﾟﾃﾞｽｸ対応件数　60件（３月末） 市町村支援件数　34件（３月末） 地域協議会５件（３月末）	毎日消費生活相談員事業費 消費者行政推進オリジナル事業費		26,589 3,127	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」３回）を実施する。	３ア③	再		消費生活相談機能支援事業費		718	**[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施]** 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」５回）を実施する。	概論研修　４回　延べ121名参加 専門研修　８回　延べ198名参加 行政職員研修　基礎編　２日間　延べ27名参加 行政職員研修　応用編　５回　延べ88名参加	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施] 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	３イ②	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		576	**[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施]** 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	・県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修 ６テーマ12回　延べ211名参加	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		576	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[消費生活eラーニング研修の実施] 消費生活相談員等に対し実施した研修からテーマを選定し、映像コンテンツ化、市町村等へのオンデマンド配信を行う。（４テーマ）	本	３イ②		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		918	**[消費生活eラーニング研修の実施]** 消費生活相談員等に対し実施した研修からテーマを選定し、映像コンテンツ化、市町村等へのオンデマンド配信を行う。（４テーマ）	２テーマ作成 eラーニング研修オンデマンド配信アクセス件数　254件 配信：12/2～2/28	消費者行政推進ｵﾘｼﾞﾅﾙ事業費(交付金)		918	消費生活課
	[専門家による法律、技術分野の助言] 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分E54:P55に対し、専門家から必要なｱﾄﾞﾊﾞｲｽを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談２回)	３ア④	再		消費生活相談機能支援事業費		1,438	**[専門家による法律、技術分野の助言]** 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分E54:P55に対し、専門家から必要なｱﾄﾞﾊﾞｲｽを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談２回)	・法律相談(面接)36回 112件 ・法律相談(文書)4､6～9～12. ２月実施21件 ・技術相談　85件（３月末）	消費生活相談機能支援事業費		1,465	消費生活課
	[神奈川県消費者行政推進事業費補助金及び神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付] 市町村の消費生活相談体制整備等を支援するため補助金を交付する。また、地方公共団体における国が取組むべき重要消費者政策への取組みへの支援として国が創設した強化交付金を活用し、補助金を交付する。				神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)（交付金）		87,057	**[神奈川県消費者行政推進事業費補助金及び神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付]** 市町村の消費生活相談体制整備等を支援するため補助金を交付する。また、地方公共団体における国が取組むべき重要消費者政策への取組みへの支援として国が創設した強化交付金を活用し、新たな補助金を交付する。	[神奈川県消費者行政推進事業費補助金の交付] 20市町に対し、補助金を交付(補助率10/10)	神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(国庫)（交付金）		99,243	消費生活課
					神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金)		1,579		[神奈川県消費者行政強化事業費補助金の交付] ９市に対し、補助金を交付(補助率１/２又は１/３)	神奈川県消費者行政強化事業費補助金(市町村)(交付金)		1,243	
	[神奈川県消費者行政推進事業費補助金（県）の交付] 市町村が実施する消費者行政推進事業について、国の交付金の活用終了後も一定期間、県単独の補助金を交付して支援する。				神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(県)		21,401	**[神奈川県消費者行政推進事業費補助金（県）の交付]** 市町村が実施する消費者行政推進事業について、国の交付金の活用終了後も一定期間、県単独の補助金を交付して支援する。	18市町に対し、補助金を交付（補助率10/10）	神奈川県消費者行政推進事業費補助金(市町村)(県)		35,582	消費生活課
②相談員の人材の確保、資質の向上													
	[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施] 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」３回）を実施する。	３ア③	再		消費生活相談機能支援事業費		718	**[消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施]** 消費生活相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な概論研修、専門研修を実施する。(12回) また、行政職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修（「基礎編」２日間及び「応用編」５回）を実施する。	概論研修　４回　延べ121名参加 専門研修　８回　延べ198名参加 行政職員研修　基礎編　２日間　延べ27名参加 行政職員研修　応用編　５回　延べ88名参加	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	821	消費生活課
	[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施] 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	本	１イ① ３ア③ ３イ①		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	**[消費生活相談員、行政職員に対するレベルアップ研修の実施]** 主に消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修（７テーマ14回）	・県及び市町村消費生活相談員レベルアップ研修 ６テーマ12回　延べ211名参加	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	消費生活課
	[新規課題対応研修] 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（２回）	３ア③	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	**[新規課題対応研修]** 消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（２回）	・新規課題対応研修 1テーマ×2回　延べ29名参加 「訪日観光客ホットラインの概要と相談事例」	消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)	（一部）	576	消費生活課
	[消費生活eラーニング研修の実施] 消費生活相談員等に対し実施した研修からテーマを選定し、映像コンテンツ化、市町村等へのオンデマンド配信を行う。（４テーマ）	３イ①	再		消費生活相談員等ﾚﾍﾞﾙｱｯﾌﾟ推進事業費(交付金)		918	**[消費生活eラーニング研修の実施]** 消費生活相談員等に対し実施した研修からテーマを選定し、映像コンテンツ化、市町村等へのオンデマンド配信を行う。（４テーマ）	２テーマ作成 eラーニング研修オンデマンド配信アクセス件数　254件 配信：12/2～2/28	消費者行政推進ｵﾘｼﾞﾅﾙ事業費(交付金)		918	消費生活課
	[消費生活相談員実務研修の実施] 市町村において消費生活相談員として採用後概ね２年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。				—		－	**[消費生活相談員実務研修の実施]** 市町村において消費生活相談員として採用後概ね２年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	実施１回	—		－	消費生活課
	[相談事例の法的解説資料の作成、提供] 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年２回）	３ア②	再		消費生活相談機能支援事業費		101	**[相談事例の法的解説資料の作成、提供]** 県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年２回）	２回実施 ・第１回「消費者契約法に基づく取消後の清算ルールについて」（11月） ・第２回「原野商法二次被害における対販社以外の消費者救済について」（２月）	消費生活相談機能支援事業費		101	消費生活課
	[消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供] 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。				—		－	**[消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供]** 消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	名簿掲載者　99名	—		－	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
③市町村との情報共有													
	[消費生活相談担当者会議の開催] 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。(月１回)				—		－	**[消費生活相談担当者会議の開催]** 市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。(月１回)	消費生活相談担当者会議　10回	—		－	消費生活課
	[事例研究アドバイス] 消費生活相談担当者会議に専門家を招聘し、専門的見地から助言を得る。(４回)				消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)		327	**[事例研究アドバイス]** 消費生活相談担当者会議に専門家を招聘し、専門的見地から助言を得る。(４回)	弁護士参加　３回	消費生活相談員等レベルアップ推進事業費(交付金)		327	消費生活課
	[事業者団体懇談会の開催] 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(３回)	本	３ウ② ４イ①		—		－	**[事業者懇談会の開催]** 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(３回)	事業者団体懇談会　２回 令和元年８月５日：通信販売事業者 令和元年11月14日：携帯電話事業者	—		－	消費生活課
	[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供] PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」(年2回)、「消費生活相談警戒情報」(随時)、「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	３ア②	再		消費者教育強化事業費(交付金)		106	**[PIO-NET等による消費生活相談情報の収集、分析と提供]** PIO-NETにより収集した相談情報を収集、分析し、「消費生活相談概要」(年2回)、「消費生活相談警戒情報」(随時)、「消費生活相談情報」(月1回)により市町村等に情報提供する。また、市町村から緊急通報を収集し、提供する。	・消費生活相談警戒情報 238件 ・「消費生活相談概要」２回 (7､12月) ・「消費生活相談情報」年12回 ・緊急通報　４件	消費者行政企画調整費		181	消費生活課
ウ　消費者被害救済に向けた取組みの推進													
①消費者被害救済委員会による被害の救済													
	[消費者被害救済委員会の開催] 消費者から知事への被害救済の申し出により、知事から付託された消費者紛争について迅速な処理を行うため消費者被害救済委員会を開催する。				消費生活審議会等運営費		477	**[消費者被害救済委員会の開催]** 消費者から知事への被害救済の申し出により、知事から付託された消費者紛争について迅速な処理を行うため消費者被害救済委員会を開催する。	「消費者被害救済検討チーム」での事案の検討や、市町村への積極的な周知を行った結果、令和元年度は２件の候補事案の提起があったものの、結果的に付託には至らなかった。 委員会　０回　　部会　０回	消費生活審議会等運営費		483	消費生活課
	[消費者被害救済検討チームの開催] 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、被害者救済委員会付託、適格消費者団体への情報提供の３つを選択的・複合的に行うことを検討するチームを開催する。	本	２ウ①		—		-	**[消費者被害救済検討チームの開催]** 消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、被害者救済委員会付託、適格消費者団体への情報提供の３つを選択的・複合的に行うことを検討するチームを開催する。	・消費者被害救済検討チーム（５回実施） ・適格消費者団体との意見交換会（４回実施）	—		－	消費生活課
②様々な相談機関等との連携強化													
	[相談機関連携推進研修の実施] 消費生活相談員、行政職員が専門性の高い相談に対し適切な相談機関の情報を提供できるよう、相談機関との連携を推進するための研修を実施する。 １機関（テーマ）				消費生活相談機能支援事業費	（一部）	39	**[相談機関連携推進研修の実施]** 消費生活相談員、行政職員が専門性の高い相談に対し適切な相談機関の情報を提供できるよう、相談機関との連携を推進するための研修を実施する。 １機関（テーマ）	相談機関連携推進研修の実施　１回 延べ13名参加 「自動車製造物責任相談センターの業務内容と相談事例」 令和２年１月31日実施	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	39	消費生活課
	[相談機関連携推進意見交換会の開催] 相談機関の取組状況、取扱案件などの紹介や相談機関が抱える紛争事例等について意見交換を行い、積極的な連携推進を図る。(１回)				消費生活相談機能支援事業費	（一部）	39	**[相談機関連携推進意見交換会の開催]** 相談機関の取組状況、取扱案件などの紹介や相談機関が抱える紛争事例等について意見交換を行い、積極的な連携推進を図る。(１回)	相談機関連携推進研修の実施　１回 延べ13名参加 「自動車製造物責任相談センターの業務内容と相談事例」 令和２年１月31日実施	消費生活相談機能支援事業費	（一部）	39	消費生活課
	[消費者問題懇談会の開催] 弁護士会と県･市町との、消費者問題に係る懇談会を開催する。(年2回)				消費者行政企画調整費		3	**[消費者問題懇談会の開催]** 弁護士会と県･市町との、消費者問題に係る懇談会を開催する。(年2回)	消費者問題懇談会　２回 （9月､1月）	消費者行政企画調整費		23	消費生活課
	[事業者団体懇談会の開催] 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(3回)	３イ③	再		—		－	**[事業者懇談会の開催]** 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(3回)	事業者団体懇談会　２回 令和元年８月５日：通信販売事業者 令和元年11月14日：携帯電話事業者	—		－	消費生活課
	[青少年部門の相談機関との連携] 青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。	本	２イ②	重点２	—			**[青少年部門の相談機関との連携]** 青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。	・「かながわ子ども・若者総合相談センター」において、成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害の傾向と対策に関するミニ学習会を開催 ・不登校・ひきこもり等の若者を支援する団体へ、各種啓発資料の送付	—		－	消費生活課
	[関東甲信越ブロック共同キャンペーンによる高齢者･若者被害特別相談の実施] 消費者被害の救済と未然防止を図ることを目的に、関東甲信越ブロック共同キャンペーンの一環として、高齢者被害特別相談、若者被害特別相談を実施する。	２イ① ２イ②	再	重点１ 重点２	—		－	**[関東甲信越ブロック共同キャンペーンによる高齢者･若者被害特別相談の実施]** 消費者被害の救済と未然防止を図ることを目的に、関東甲信越ブロック共同キャンペーンの一環として、高齢者被害特別相談、若者被害特別相談を実施する。	高齢者のための消費生活相談 令和元年９月16日～18日実施　相談件数 54件 若者のための消費生活相談 令和２年１月23日～24日　　相談件数11件	—		－	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
基本方向４　安全・安心な消費生活の確保													
ア　事業者指導による取引の適正化													
①法令に基づく事業者指導の実施													
	[事業者指導の実施] 専門職員やアドバイザーを配置するなどし、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導を実施する。	本	４ウ②		事業者指導対策費		187	**[事業者指導の実施]** 専門職員やアドバイザーを配置するなどし、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導を実施する。	特定商取引法に基づく処分　　１件、指導　29件 景品表示法に基づく指導　景品類０件、表示13件	事業者指導対策費		4,205	消費生活課
					毎日消費生活相談事業費		4,043			毎日消費生活相談事業費		4,018	
	[前払式特定取引業者に対する立入検査の実施] 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。				—		－	**[前払式特定取引業者に対する立入検査の実施]** 前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。	立入検査　２事業者	事業者指導対策費		222	消費生活課
	[不当表示防止のための対策の実施] 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	本	４ウ②		事業者指導対策費		36	**[不当表示防止のための対策の実施]** 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	成分検査　０件	事業者指導対策費		40	消費生活課
	[悪質商法目安箱] 不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。				—		－	**[悪質商法目安箱]** 不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。	受付　24件	—		－	消費生活課
②事業者指導にあたっての連携の推進													
	[近隣都県、政令市、県警察との連携] 五都県合同による悪質事業者対策会議(1回)、担当者会議(計11回)、指導等の実施や政令市、県警察との消費者被害拡大防止連絡会議（４回）の開催				—		－	**[近隣都県、政令市、県警察との連携]** 五都県合同による悪質事業者対策会議(1回)、担当者会議(計11回)、指導等の実施や政令市、県警察との消費者被害拡大防止連絡会議（４回）の開催	・悪質事業者対策会議　１回 ・担当者会議（特商法関係）　６回 ・担当者会議（景品表示法関係）４回 ・消費者被害拡大防止連絡会議　４回	—		－	消費生活課
イ　消費者から信頼される事業者活動の促進													
①品質や顧客満足を高める事業者活動の支援													
	[事業者向け研修会等の実施] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施するほか、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	本	１ア③ ４イ② ４ウ②		事業者指導対策費		28	**[事業者向け研修会等の実施]** 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施するほか、事業者団体との連携により、消費生活行政に係る情報提供等を行う。	・特定商取引法研修会２回 ・景品表示法研修会４回 ・10団体連絡協議会（日本訪問販売協会） 令和元年12月19日 ・事業者向けｾﾐﾅｰ（かながわ住まいまちづくり協会） 令和元年12月23日 ・定例会での経営層向け講習会（神奈川県ケーブルテレビ協議会） 令和２年２月18日	事業者指導対策費		28	消費生活課
	[事業者団体懇談会の開催] 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(2回)	３イ③	再		—		－	**[事業者団体懇談会の開催]** 県、市町村の消費生活センター等の職員と事業者との相談事例等に係る情報交換会を開催する。(3回)	事業者団体懇談会　２回 令和元年８月５日：通信販売事業者 令和元年11月14日：携帯電話事業者	—		－	消費生活課
	[公益通報者保護法の普及] ホームページ等を活用し、公益通報者保護制度の周知を実施する。				—		－	**[公益通報者保護法の普及]** ホームページ等を活用し、公益通報者保護制度の周知を実施する。	ホームページより、公益通報者保護制度の周知を実施	—		－	消費生活課
②事業者団体との連携による普及啓発													
	[事業者向け研修会等の実施（特定商取引法研修会等）] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・特定商取引法研修会　２回	４イ①	再		事業者指導対策費		28	**[事業者向け研修会等の実施（事業者団体との連携）]** 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・特定商取引法研修会　２回	・特商法研修会２回	事業者指導対策費		28	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
	[「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み] 平成30年３月に実施した宣言の宣言団体や消費者団体と連携し、高齢者にトラブルが多い悪質な訪問販売撲滅のための取組みを実施する。	本	２ウ③	重点1	消費者教育強化事業費（交付金）		1,200	**[「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み]** 「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」宣言団体との意見交換会等を実施する。	・意見交換会の開催 　県、宣言団体及び消費者団が参加し７月26日開催 ・宣言団体、消費者団体と協力した消費者向け啓発 　消費者団体からの応援メッセージ、加盟事業者の好取組の発信（ホームページ、ＳＮＳ、県のたより） 　年末年始安全・安心キャンペーンでの共同啓発活動(12/20) 　訪問販売注意喚起シールの共同配付（宣言団体６団体で20,050枚、消費者団体２団体で1,000枚配付） ・適正な勧誘に向けた研修等の実施 　特定商取引法研修会（11/18神奈川県新聞販売組合、京浜新聞販売組合） 　10団体連絡協議会（12/19日本訪問販売協会） 　事業者向けセミナー（12/23かながわ住まいまちづくり協会） 　定例会での経営層向け講習会（2/18神奈川県ケーブルテレビ協議会） ・宣言団体との相談情報の共有 　県新聞販売組合理事会(10/16) 　会報への掲載(県新聞販売組合、京浜新聞販売組合)	—		－	消費生活課
③消費生活協同組合法に基づく健全な生協運営の指導													
	[消費生活協同組合の適正運営の指導] 県内消費生活協同組合の運営、会計状況を検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。				—		－	**[消費生活協同組合の適正運営の指導]** 県内消費生活協同組合の運営、会計状況を検査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。	・立入検査　８組合 ・巡回指導調査　１組合	事業者指導対策費		500	消費生活課
ウ　商品及びサービスに関する安全・安心の確保													
①商品及びサービスの安全に関する情報収集、提供													
	[商品テスト分析の実施] 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	本	２ア①		消費生活相談機能支援事業費		500	**[商品テスト分析の実施]** 県の関係部局や各研究機関と連携し、消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	「サングラスの商品テスト」実施 「流せるティッシュ類の商品テスト」実施	消費生活相談機能支援事業費		500	消費生活課
	[消費者安全法に基づく事業者調査] 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。				消費生活相談員等レベルアップ推進事業費（交付金）		108	**[消費者安全法に基づく事業者調査]** 消費者被害の発生、拡大を防ぐため、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。	報告徴収、立入検査　０件	消費者行政推進ｵﾘｼﾞﾅﾙ事業費(交付金)		108	消費生活課
	[消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導] 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。				—		－	**[消費生活用製品安全法に基づく立入検査による指導]** 市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。	県立入検査分　２件　市町村検査分　33件	—		－	消費生活課
	[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回、随時)	２ア①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	1,929	**[「かながわ消費生活注意･警戒情報」の発行]** 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(月1回､随時)	「かながわ消費生活注意･警戒情報」 （Ａ４両面）年12回発行 各6,170部、364箇所に配布 「１回だけのつもりが２回目に大量のサブリが届いた！」等	消費者行政企画調整費	（一部）	1,486	消費生活課
	[重大事故情報等の収集、提供] 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページや広報紙により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口に寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。				—		－	**[重大事故情報等の収集、提供]** 商品、サービスに係る事故等の情報をホームページや広報紙により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口に寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。	「かながわ消費生活注意情報」 ホームページ、ＳＮＳ（不定期） 19回発行（うち臨時号３回） 商品事故情報のホームページ掲載　２件 消費者安全法に基づく国への通知–４件	—		－	消費生活課
	[専門家による法律、技術分野の助言] 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談８回)	３ア④	再		消費生活相談機能支援事業費		1,438	**[専門家による法律、技術分野の助言]** 消費生活相談への適切な対応のため、担当職員が、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。(法律相談（面接）36回、法律相談（文書）９ヵ月、技術相談８回)	・法律相談(面接)36回　112件 ・法律相談(文書)4､6～9～12．２月実施　21件 ・技術相談　85件（３月末）	消費生活相談機能支援事業費		1,465	消費生活課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)

基本方向（大柱） 中柱 小柱	令和２年度実施事業計画	本掲	再掲	重点的取組み	令和２年度当初予算事業名	（一部）	令和２年度当初予算額（千円）	令和元年度実施事業計画	令和元年度実施事業実績	令和元年度当初予算事業名	（一部）	令和元年度当初予算額（千円）	担当課
②適正な表示の推進													
	[景品表示法に基づく事業者指導の実施] 専門職員を配置するなどし、事業者による不当表示に対し指導を実施する。	４ア①	再		事業者指導対策費		187	**[景品表示法に基づく事業者指導の実施]** 専門職員を配置するなどし、事業者による不当表示に対し指導を実施する。	景品表示法に基づく指導　景品類０件、表示13件 うち食品表示関連４件	事業者指導対策費		4,205	消費生活課
					毎日消費生活相談事業費		4,043			毎日消費生活相談事業費		4,018	
	[事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）] 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・景品表示法研修会　４回　ほか	４イ①	再		—		－	**[事業者向け研修会等の実施（食品表示関連）]** 消費者から信頼される事業者活動促進のため、事業者団体と連携し、事業者を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修や、消費者への適切かつ迅速な情報提供を促すための研修を実施する。 ・景品表示法研修会　４回　ほか	・景品表示法研修会４回	—		－	消費生活課
	[不当表示防止のための対策の実施] 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	４ア①	再		事業者指導対策費		36	**[不当表示防止のための対策の実施]** 景品表示法違反の根拠を得るため、違反の疑いがある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	成分検査　０件	事業者指導対策費		40	消費生活課
	[食品表示の監視指導の実施] 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。				食品営業指導等事業費	（一部）	5,737	**[食品表示の監視指導の実施]** 食品営業施設への立入検査時に、アレルギー物質、食品添加物等の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	食品関係営業施設監視件数　42,634件	食品営業指導等事業費	（一部）	2,957	生活衛生課
	[栄養表示等の普及啓発] 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。				栄養・食生活対策推進事業費	（一部）	248	**[栄養表示等の普及啓発]** 健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。	栄養表示等の相談　352件	栄養・食生活対策推進事業費	（一部）	224	健康増進課
	[適正な食品表示のための啓発事業の実施] 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。				食の安全・安心確保事業費	（一部）	281	**[適正な食品表示のための啓発事業の実施]** 食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。	消費者や食品販売事業者に対する食品表示のリーフレットの配布	食品表示適正化事業費		281	生活衛生課
③食の安全・安心に関する消費者の理解促進													
	[「かながわ消費生活注意･警戒情報」による食の安全･安心に関する情報発信] 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(2回)	２ア①	再		消費者行政企画調整費	（一部）	1,929	**[「かながわ消費生活注意･警戒情報」による食の安全･安心に関する情報発信]** 県内の消費生活相談窓口等に寄せられた悪質商法等の情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。(2回)	「かながわ消費生活注意･警戒情報」による食の安全・安心に関する情報発信 ２回（６、２月）	消費者行政企画調整費	（一部）	1,486	消費生活課
	[リスクコミュニケーションの推進] 県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。				食の安全・安心確保事業費	（一部）	1,403	**[リスクコミュニケーションの推進]** 県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ討議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。	・食品安全リーフレット「かながわの食品衛生 for KIDS」等の作成及び配布：89,000部	食の安全・安心確保事業費	（一部）	1,603	生活衛生課
									・食の安全・安心基礎講座等の開催：10回　593名 ・食の安全・安心キャラバンの開催：３回　76名				生活衛生課
	[かながわ食育出前講座の実施] 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。				—		－	**[かながわ食育出前講座の実施]** 「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。	出前講座　１件	—		－	健康増進課

注　＊一箇所にしか掲載のない事業は「本掲」の表記はしません。
　　＊「本･再掲の別」は個々の事業単位としました。（予算事業単位ではありません。）
　　＊当初予算額が「（一部）」となっているものの中には、消費者施策に係る事業以外の予算額が含まれているものがあります。(分割できないため)